

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
たるとは、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 健康保険法による保険医の登録  
臨時種畜検査の実施

豚の定期種牡畜検査の実施

鳥取県営土地改良事業分担金徴収規定の一部改正

土地改良区の役員の就退任

土地の用途廃止

◇ 公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正

◇ 公 告 林業改良指導員資格試験の合格者

## 告 示

### 鳥取県告示第四百十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令

第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十四年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
中尾 召三	鳥取市大槻町一七 北垣胃腸科病院医長宿舎	鳥医 一、四一六	昭和四十四年二月二十日

### 鳥取県告示第五百十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 期 日	検査場所	家畜の種類
第一次 三月三十一日	倉吉市八屋	肉用牛
第二次 四月三日	倉吉家畜市場	

### 鳥取県告示第五百一十一号

鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条第一項に規定する豚の定期種牡畜検査を実施するので、同条例同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日 検査時間 検査場所

四月 七日 午後一時 鳥取市国安東部家畜市場

八日 午前九時 倉吉市八屋倉吉家畜市場

九日 東伯郡東伯町東伯家畜市場

十日 米子市吉岡西部家畜市場

十一日 境港市竹内町余子検査場

鳥取県告示第百五十二号

鳥取県宮土地改良事業分担金徴収規程（昭和三十三年七月鳥取県告示第百三十一号）の一部を次のように改正し、昭和四十三年度分の分担金から適用する。

昭和四十四年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条第三号を次のように改める。

三 羽合排水改良事業

第二条中第十二号を第十三号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 箕蚊屋ほ場整備事業 工事費の百分の二十七・五

事務費の百分の二十五

鳥取県告示第百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定

に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十四年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米川土地改良区

退任した役員の名氏及び住所

理事	渡辺 勇	境港市森岡町
"	大東 利英	米子市車尾
"	加藤 晴光	道笑町三丁目
"	中島 勘治	博労町一丁目
"	浦上 金一	観音寺
"	竹内 一夫	目久美町
"	高橋 喜計	旗ヶ崎
"	坂根 嘉重	西三柳
"	永井 友美	"
"	安田 百隆	皆生
"	八幡 武	上福原
"	井上 光恵	東福原
"	阿部 忠次郎	"
"	木村 浩寿	彦名町
"	湯沢 純平	"
"	木村 賢	大崎
"	松本 恒夫	境港市渡町
"	足田 重利	外江町

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

濱田 増太郎	池淵 巖	佐賀 省三	阿部 隆	佐々木 宮松	永井 清則	永見 元	安田 正信	安達 昭男	門脇 靖	渡辺 義正	足立 顕徳	富谷 栄	門脇 亀栄	本田 勇	篠田 伊三郎
花町	上道町	高松町	中野町	小篠津町	米子市大篠津町	和田町	富益町	夜見町	富益町	境港市竹内町	渡町	米子市西福原	車尾		

理事	渡辺 勇	大東 利英	加藤 晴光	中島 勤治	浦上 金一
境港市森岡町五五一の二	米子市車尾一四二三	道笑町三丁目九三	博労町一丁目一六三	観音寺一四〇	

竹内 一夫	高橋 喜計	坂根 嘉重	永井 友美	安田 百隆	八幡 武	井上 光恵	清水 正朝	木村 浩寿	内田 広	木村 賢	松本 恒夫	足田 重利	濱田 増太郎	池淵 巖	佐賀 省三	佐々木 宮松	阿部 隆	永見 元	永沢 令	安田 正信	安達 昭男	湯浅 淳	渡部 義正	富谷 栄	
目久美町二九五	旗ヶ崎三七〇の四	両三柳三四五八	二二八〇	皆生四七	上福原四二二	東福原七八九の二	米原七一三	彦名町五〇五二	一八三三	大崎七八〇	境港市渡町一九五	外江町七六六	三六二〇	花町一四五	上道町八五〇	中野町四一五	高松町一六八	小篠津町八九〇	佐斐神町九七〇	米子市大篠津町一一三二	和町二五六七	富益町四二一七	夜見町三八〇	境港市竹内町七七五	

"	"	"	"
篠田伊三郎	湯沢純平	倉郷孝道	門脇亀栄
"	"	米子市夜見町二二三〇	"
"	彦名町七〇三		渡町八七七
車尾二二三			

昭和四十四年一月九日臨時総代会において総選挙の結果当選し一月二十一日就任 任期四年

安田土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	足立宗晴	東伯郡赤碕町大字太一垣
----	------	-------------

死亡に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	森進	東伯郡赤碕町大字赤碕一四八三番一地
----	----	-------------------

昭和四十三年十月五日通常総会において補欠選挙の結果当選十月九日就任 任期昭和四十四年四月十六日まで

森土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	西谷金治	倉吉市森
"	山下敏夫	
"	森本嘉明	
"	中野栄	

"	"	監事	"	"	"	"	"	"	"	"
西谷勇	西谷一朗	西谷重治	陰山秋義	西谷辰蔵	西谷敦	西谷迅大	中本敏明	中本笹秋	森本隆義	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	西谷一朗	倉吉市森二四四
"	中本笹秋	一一三一の二
"	森下幸男	二四三
"	中野栄	一九一
"	西谷辰蔵	二四七の五
"	森本嘉明	一九五
"	山下敏夫	一八七
"	森本隆義	二四七の二
"	西谷金治	二四五
"	西谷迅人	二四六
"	藤原義宜	一九二

監事	西谷重治	一七六
西谷克己	二〇〇	
西谷敦	一八三	

昭和三十九年三月十二日通常総会において総選挙の結果当選し四月一日就任 任期三年

以西土地改良区  
就任した役員の名及び住所

理事	森進	東伯郡赤碓町大字赤碓一四八三の一
中井孝	竹内三六六	
齊尾克己	五八二	
谷本英太郎	五七四	
入江政美	宮本三一〇	
高力恒雄	高岡四五四	
川上福光	四七の一	
河上高明	大父三五五	
山本一郎	三五七	
河上重雄	七四九の二	
前田義夫	九〇五	
谷口忠光	山川一三六	
那須文夫	二三一	
小椋時夫	六八二	
小椋武光	六八一	
村上和則	竹内三一五	

高力義雄	高岡三八七番内第一
岩本定夫	七二

昭和四十四年二月八日第一回通常総会において総選挙の結果当選し二月八日就任 任期四年

鳥取県告示第百五十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年二月二十四日から用途廃止した。

昭和四十四年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方尺)	用 途
気高郡気高町浜村字東浜七八四の四番地先から七八四の三二番地先まで	二六八・四八	道路敷
七八四の二三番地先	七三・二三	〃
七八四の四三番地先から七八四の四六番地先まで	一九・六八	〃
字蛇谷六〇〇次二番地先	一九・四一	水路敷

鳥取県告示第百五十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年二月二十四日から用途廃止した。

昭和四十四年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 (平方尺)	用 途
西伯郡中山町東積字中村二八七ノ二番地先	一一・二五	道路敷
二八七ノ三番地先	一三・八三	"

鳥取県告示第百五十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年二月二十六日から用途廃止した。

昭和四十四年三月七日

鳥取県知事 石 破 一 二 朗

場 所	面 (平方尺)	用 途
鳥取市田島字四ツ折田一七五ノ四番地先から 七四ノ九番地先まで	八八・六五	道路敷
一七四ノ七番地先から 七八ノ一四番地先まで	八九・六〇	"

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年三月七日から施行する。

昭和四十四年三月七日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

5の項中

東伯郡赤碕町大字赤碕一、二〇四の一番 国森ガソリンスタンド前  
地地先

米子市昭和町七二番地地先 田子幸人方横

東伯郡赤碕町大字赤碕一、一九六番地の地先

米子市錦町二丁目一番地地先

米子市東福原六五一番地地先

米子市昭和町七二番地地先

米子市東町三五番地地先

8の項中

新町三丁目一、〇八〇番地地先 倉吉東宝ストア前

新町三丁目一、〇八〇番地地先 先十字路

東町一〇五番地地先十字路 農協会館前

東町九二番地地先十字路

弥生町八番地地先

東伯郡赤碕町赤碕一、〇二四の二番地地先 母子寮前

東伯郡赤碕町大字赤碕一、二〇四番地の地先十字路

に、を、に、を、に、を、及び、を削る。

鳥取県公安委員会告示第十四号  
 昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場所について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年三月七日から施行する。

立町三丁目一九番地地先十字路口	二	佐桐安雄方前	を
立町三丁目九〇番地地先十字路口	四		に
角盤町二丁目六一番地地先	三	米子市公会堂前	を
昭和町七二番地地先	二	田子幸人方前	を
角盤町二丁目六一番地地先十字路口	四	米子市公会堂前	に
昭和町七二番地地先十字路口	四		に
大字西原六六〇番地地先	一		を
大字西原六六〇番地地先	一		を
の六地先 一、二九九番地	一		に
仲ノ町七三三番地地先	二		を
仲ノ町七三三番地地先	二		に
東福原六五一番地地先	二		を
東福原六五五番地地先十字路口	四		に改め

する。

昭和四十四年三月七日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

表中

四十七	倉吉市海田二番地地先(上井駅分岐神鋼機器専用線神鋼踏切)	手動式 神鋼機器株式会社 に設置及び管理を委任	を
四十七	倉吉市海田二番地地先(上井駅分岐神鋼機器専用線神鋼踏切)	手動式 神鋼機器株式会社 に設置及び管理を委任	
四十八	倉吉市新町三丁目一、〇八〇番地地先交差点(十字路口)	定周期式(一段式)	
四十九	東伯郡赤碓町大字赤碓	定周期式(一段式)	
五十	米子市角盤町二丁目六一番地地先交差点(十字路口)	定周期式(一段式)	
五十一	米子市昭和町七二番地地先交差点(十字路口)	定周期式(一段式)	
五十二	米子市東町九二番地地先交差点(十字路口)	定周期式(一段式)	
五十三	米子市立町三丁目九〇番地地先交差点(十字路口)	定周期式(一段式)	
五十四	米子市東福原六五五番地地先交差点(十字路口)	定周期式(一段式)	に改め

公 告

昭和44年2月20日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、  
次のとおりである。

昭和44年3月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

竹 内 功 次 山 根 裕 和 池 内 実

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】